

## 賃 貸 借 契 約 書 (案)

発注者 分任支出負担行為担当官 南信森林管理署長 滝 勝也 と、  
とは、下記の条項により受注者所有のデジタル  
複写機（以下「複写機」という。）の賃貸借に関する契約を締結したのでその証として本書2通  
を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

### 記

- 1 機種名及び台数 別紙のとおり
- 2 設 置 場 所 別紙のとおり
- 3 契 約 期 間 自 令和8年4月1日  
至 令和13年3月31日
- 4 賃 貸 借 料 金 別紙のとおり

令和8年4月 日

発注者 長野県伊那市山寺1499-1  
分任支出負担行為担当官  
南信森林管理署長 滝 勝也

受注者

## 契 約 条 項

### (契約の目的)

第1条 この契約は、受注者は発注者に対して、本契約の条項に従って複写機を賃貸し、その適切な操作方法を指導することを約し、発注者はその対価として本契約書記載の料金を支払うことを約定するものである。

### (納入、設置、調整)

第2条 受注者は、複写機の納入、設置及び調整を完了し、発注者に引渡すものとする。

### (対象物件及び設置場所)

第3条 対象物件及び設置場所等は、別紙のとおりとし、設置にかかる費用については受注者の負担とする。

### (契約期間)

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### (料 金)

第5条 賃貸借料は、別紙のとおりとする。

### (複写機の所有権)

第6条 発注者は、複写機を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

### (検 査)

第7条 受注者は、毎月末に発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

### (代金の請求)

第8条 受注者は各月の賃貸借料をその翌月所定の手続に従って発注者に請求するものとする。ただし、受注者の責に帰すべき理由により複写機を使用できなかった期間は、1か月の料金から日割り計算した額を減額して請求するものとする。

### (代金の支払)

第9条 発注者は、受注者が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため受注者に返送した場合には、発注者が返送した日から受注者の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

### (国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第10条 国庫債務負担行為に係る契約において、各年度における代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

8年度	円
9年度	円
10年度	円
11年度	円
12年度	円

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

(遅延利息)

第11条 受注者は発注者が約定期間内に料金を支払わないときは、発注者に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ年2.5%の割合で計算した額とする。  
ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は前項の規定に拘わらず遅延利息を支払うことを要せずその金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払い遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、又、遅延利息を支払日数に計算しない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失により複写機に損害を与えたときは、その賠償を発注者に請求することができる。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、当該契約の履行に当たり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を被ることがあっても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 発注者は、受注者がこの契約に違反し若しくは違反するおそれがあると認めたとき又は義務を履行することができないと認めたとき。
- (2) この契約の履行について、受注者若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 受注者が破産の宣告を受けたとき。
- (4) 受注者が解約を申し出たとき。
- 2 発注者は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として1か月の賃貸借料に契約期間（履行完了期間を除く。）を乗じた額の100分の10に相当する金額を請求することができる。
- 3 発注者は、受注者が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受注者は発注者に対して違約金を請求しないものとする。
- 4 発注者は発注者の都合によりこの契約の全部、又は一部を解除するときは、30日前に文書をもって受注者に通知しなければならない。この場合、受注者は発注者に対して違約金を請求しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7

条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは、第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（複写機の返還）

第17条 本契約の終了又は解除の場合は、発注者は受注者に対して複写機を直ちに返還しなければならない。

（相殺）

第18条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき違約金等があるときは、発注者はその選択により受注者に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

（特約条項）

第19条 別添のとおり

(その他)

第 20 条 発注者、受注者双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ決定するものとする。

別添

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これ

により受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 別紙

機種	台数	設置場所	1台当たり賃貸借料	備考
	1	長野県伊那市山寺1499-1 南信森林管理署 総務グループ	○円/月	税別
	1	長野県伊那市山寺1499-1 南信森林管理署 業務グループ	○円/月	税別
計	2		○円/月	税別